

生活困窮者に対する各種支援の実施状況

自治体名	文京区
相談窓口	自立相談支援窓口
連絡先	03-5803-1917

就労準備支援事業 その他就労準備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業は、次のとおり実施しています。 <p class="list-item-l1">1 生活支援訓練 社会参加に必要な生活習慣の形成や回復のため、自らの健康・生活管理を行う意識の醸成を行います。</p> <p class="list-item-l1">2 社会自立支援訓練 コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成、改善を行います。</p> <p class="list-item-l1">3 就労自立支援訓練 一般就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を行います。</p>
居住支援事業 (シェルター事業) その他緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター事業は、次のとおり実施しています。 住居を持たない方に対し、緊急的に利用できるように施設のベッドを1床確保しています。
居住支援事業 (地域居住支援事業) その他地域居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域居住支援事業を次のとおり実施しています。 シェルター事業の退所者や、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって地域社会から孤立した状態にある者、不安定な居住状態にある者に対し、一時的な保護及び就労による自立等、路上生活からの早期社会復帰に向けた支援を行います。 (都区共同事業)
家計改善支援事業 その他家計改善支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家計相談支援事業は、次のとおり実施しています。 <p class="list-item-l1">1 課題把握 家計収支表や長期的なキャッシュフローを作成し、支出の適正化に係る支援を行います。</p> <p class="list-item-l1">2 家計再生 貸付のあっせんや法テラスと連携して債務整理を行います。</p>
子どもの学習・生活支援事業 その他子どもの学習・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習支援・生活支援として次のとおり実施しています。 生活困窮等により、学習・生活環境に課題のある小中学生及び高校生世代に対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行います。